

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム鶴ヶ島店B館

埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目三十一番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前） トステムビバ鶴ヶ島店B館

（変更後） ビバホーム鶴ヶ島店B館

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年五月十二日

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年十月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課